

令和8年度 第1回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和8年4月10日（金）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君	3番	細田展之	君
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
			9番	塚原努	君
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：農業委員 1名

9番 柳生利幸 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第4号 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第5号 非農地判断について

その他：違反転用解消【阿見町大字君島】について

新規違反転用案件【阿見町大字竹来】について

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 酒井 健伍 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員 9 名、出席推進委員 10 名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、7 番飯村正弘委員・8 番島田辰男委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明いたします。今回は、7件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字君島地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。所有権移転の売買です。

譲受人の年齢は〇〇歳。職業は会社員兼農業。農業従事者は本人、父、母、妻の4名。農作業従事日数は、本人・妻が50日、父母が300日。作付予定作物はじゃがいも・そばです。譲受人は、規模拡大のため、譲渡人については売却希望のため、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号2番についてご説明いたします。

令和7年度2月総会において、買受適格証明を発行した案件で、公売の結果、落札したので上がった案件です。申請地は大字小池地内の田4筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。譲受人の年齢〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人・妻の2名。農作業従事日数は250日。作付け予定作物は水稻です。規模拡大のため本申請に至っています。

次に整理番号3番についてご説明いたします。

令和7年度2月総会において、買受適格証明を発行した案件で、公売の結果、落札したので上がった案件です。申請地は大字荒川本郷地内の田3筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。譲受人の年齢〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人1名と常時雇用者2名となります。本人の農作業従事日数は250日です。作付け予定作物はレンコンです。経営規模拡大のため本申請に至っています。

次に整理番号4番についてご説明いたします。

令和7年度2月総会において、買受適格証明を発行した案件で、公売の結果、落札したので上がった案件です。申請地は大字小池地内の田1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人、父、母、妻の4名です。農業従事日数は本人・父は300日、母・妻は250日です。作付け予定作物は水稻です。現在、申請地で耕作しており、譲受人の要望により本申請に至っています。

次に整理番号5番についてご説明いたします。

申請地は大字荒川本郷地内の田1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外となります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人1名。農業従事日数は170日。作付け予定作物は栗です。譲受人は、規模拡大のため、譲渡人については売却希望のため、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号6番についてご説明いたします。

申請地は大字荒川本郷地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人1名。農業従事日数は170日。作付け予定作物はそばです。譲受人は、規模拡大のため、譲渡人については売却希望のため、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号7番についてご説明いたします。

申請地は大字阿見地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外となります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人1名。農業従事日数は200日。作付け予定作物は露地野菜です。譲受人は、規模拡大及び、譲渡人につ

いては売却希望のため、本申請に至ったとのことでした。

説明は以上となりますが、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認したところ、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番島田辰男委員、整理番号2番を5番大塚芳夫委員、整理番号3番を9番飯村正弘委員、整理番号4番を5番大塚芳夫委員、整理番号5番6番を9番飯村正弘委員、整理番号7番を1番小松崎秀昭委員にお願い致します。

8番： 整理番号1番について報告します。事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、耕作中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく周辺農地への影響も特に見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5番： 整理番号2番について報告します。2月総会において、買受適格証明を発行した案件で改めて個別に現地調査をした結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も、特に懸念されませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7番： 整理番号3番について報告します。事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は、耕作中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も、特に見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5番： 整理番号4番について報告します。整理番号4番については事務局の説明のとおりです。買受適格証明ということで2月の総会で上がった案件でございまして改めて現地調査の結果、申請地は、耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も、特に見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7番： 整理番号5番6番について報告します。整理番号5番6番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は、管理休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も、特に見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1番： 整理番号7番について報告します。整理番号7番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も、特に見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。(質問等なし)

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：今回は、7 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、大字実穀地内の畑 2 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 階建て、建築面積 147.81 ㎡。造成計画は、盛土及び切土等を行わず、現状のまま利用し、周囲は土留め工事を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枮を設置し敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません

次に整理番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、大字吉原地内の畑 4 筆で、面積は 16,771 ㎡。農地区分は、農地の広がり が 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。農地以外を含めた事業全体の計画面積は 18,692 ㎡です。

設置する太陽光パネルは 590W が 3,856 枚、パワーコンディショナー 50kw が 39 台、49kw が 1 台で、発電出力は 50kw 以上であります。本申請は、従来の固定買取制度 (FIT) ではないものですが、東電等との調整もすべて了しています。

造成計画は事業地内の整地のみ行い、周囲には法面保護を行い、緩衝地・防護策を設け、雨水は貯水池にためその後自然流下となります。

資金計画は自己資金により賄います。

なお、他法令（文化財保護法）につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

また、本案件については、転用面積が 3,000 ㎡を超えることから、茨城県農業会議が開催する常設審議会に諮る案件となりますので、本総会の審議結果をもって、常設審議会に諮ってまいります。

次に整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上の農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平家建て、建築面積 106.91 ㎡。造成計画は、盛土及び切土等はありません。周囲は法面保護を行い、防護柵を設けます。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枮を設置し、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

それでは整理番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農地の広がりが 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 階建て、建築面積 94.40 ㎡。造成計画は、盛土及び切土等はありません。給水は公共上水道。雨水は自然流下、汚水雑排水は合併浄化槽処理後発散槽で発散させます。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、大字実穀地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。農地以外を含めた事業全体の計画面積は 996 ㎡です。

申請者は社会福祉法人であり、計画内容は、社会福祉施設を開設するとして、木造 2 階建て、建築面積 319.06 ㎡。造成計画は、盛土及び切土等を行いません。周囲はコンクリートブロック及びフェンスで囲う予定です。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枳を設置しオーバーフロー分を側溝へ放流、汚水雑排水は公共下水道へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、自己資金により賄います。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法については、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、届出済で慎重工事の扱いとなっています。

次に整理番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、大字掛馬地内の畑 1 筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

設置する太陽光パネルは 640W が 156 枚、パワーコンディショナー 4.95kw が 10 台で、発電出力は 50kw 未満であります。本申請は、従来の固定買取制度（FIT）ではないものですが、東電等との調整もすべて了しています。

造成計画は盛土及び切土等を行いません。外周にはフェンスを設置します。雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。

なお、他法令（文化財保護法）につきましては、文化財保護法については、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、手続きについても対応済です。

次に整理番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、大字吉原地内の畑 1 筆の一部で、面積〇〇㎡のうち〇〇㎡。測量図も添付されており、面積の確認はとれています。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

申請地は令和 6 年度第 12 回総会で 5 条の許可済みの案件の隣地であり当該地まで広がってしまったため、こちらで是正指導し、申請された案件です。追認案件となることから始末書も添付されております。

他法令については、文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上 7 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 2 番浅野周一委員、整理番号 2 番を 3 番飯塚尚志委員、整理番号 3 番を 7 番飯村正弘委員、整理番号 4 番を 1 番小松崎秀昭委員に整理番号 5 番を 2 番浅野周一委員、整理番号 6 番を 8 番島田辰男委員、整理番号 7 番を 3 番飯塚尚志委員お願い致します。

2 番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は再生可能な遊休農地で、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

3 番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番については事務局の説明のとおりで

す。現地調査の結果、4つの畑は現在休耕中で荒れている状態でした。4筆とも隣接した農地でここが一斉に太陽光に変わるということですが、境界についてはいくつかの杭が見つからなかったが測量によって明らかにするということであったため問題ないと考えられる。周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

7 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号 3 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 番： 整理番号 4 番について報告します。整理番号 4 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

2 番： 整理番号 5 番について報告します。整理番号 5 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は再生可能な遊休農地であり、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

8 番： 整理番号 6 番について報告します。整理番号 6 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

3 番： 整理番号 7 番について報告します。整理番号 7 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、隣にある畑が 2 年前に転用許可となった所で、既に砂利が敷かれている状況になっています。それに隣接する畑なのですが今回の現地確認では既に砂利が敷かれている状態でした。ただし始末書が提出されているということで今回の申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。
(挙手あり)

5 番： 整理番号 1 番について質問します。令和 5 年の 12 月の総会において 3 条許可しているわけだがここについては利用権の合意解約と自ら耕作することを条件に許可したと記憶しているが、それから 2 年と 4 か月くらい経つが、あそこ通るたびに落花生なんか作っていない感じがする。今回改めて 5 条の自己用住宅が上がってきているというのはどういう考えがあるのか。そのあたりを確認したい。

事務局： この土地については従前ですと 3 条の許可申請が上がった時には 1 年間は耕作してくださいとお願いしているが、1 年経ったということで申請が上がっているということだと思う。実際に落花生が耕作されているかの確認は取れておらず、その背景も踏まえたうえでご審議いただきたいと思います。令和 8 年度の許可から 1 年ではなく 3 年は耕作するようという形で進めているので 3 条が上がってきた際には事務局で受け付ける際の対応を検討しているところです。以上です。

5 番： わかりました。この案件については令和 5 年 12 月の総会で条件をつけて認めているわけですからそれを全く履行していないということですので、全体で〇〇㎡くらいあって今回〇〇㎡ですか。残りはまだ〇〇㎡くらいあるわけですので残った土地をどのように考えているかを知りたい。耕作しなくて済んじゃうのかって受け取れるところなので、あそこは目立つところなのでそれでいいのかという感じもするので十分慎重に考えていただけるといいかなと思います。それから整理番号 5 番の児童発達支援セ

ンターこれは先ほど旭中学校のところを左に曲がっていくところだと思いますがアイグラン保育園の向かいだと思いますが支援センターとはこういったものかという概要を教えてください。

事務局： 社会福祉施設で、障害のある児童を預かるデイサービスというもの。申請に上がっているすぐ隣にも社会福祉施設があるがそのこと同じ法人が運営していく。預かる人数は10人前後を想定していると伺っています。

議長： 先ほど大塚委員から意見がありましたが、私も見ていて最初マルチ張って植えたかなとおもっていたがそれからやってなくて今現状は耕作していない。地権者に言って、必ず耕作するようにと事務局からどうしてもらって1年といったが来月当たりの総会で3年耕作するというのも明確に農業委員会として条件として打ち出して、それにちゃんと従わなかったら売買とかにも協力しませんよというふうに持って行ったほうがいいと思うので事務局に案を作っていていただいて提示しますのでよろしく願いいたします。

そのほかございませんか。

(追加の質問なし。)

それでは議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、4件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番について説明いたします。

願出地は大字実穀地内。登記地目が畑1筆。面積120㎡。20年以上前から駐車場として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも平成17年11月時点で一体利用していることが確認できました。申請の際に始末書の方も添付されました。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

整理番号2番について説明いたします。

願出地は大字島津地内。登記地目が田1筆。面積35㎡。20年以上前から宅地・物置として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも平成11年5月時点で一体利用していることが確認できました。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

整理番号3番について説明いたします。

願出地は大字島津地内。登記地目が田1筆。面積9㎡。20年以上前から宅地として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも平成11年5月時点で一体利用していることが確認できています。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号4番について説明いたします。

願出地は大字島津地内。登記地目が田1筆。面積13㎡。20年以上前から宅地として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも平成11年5月時点で一体利用していることが確認できました。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて現地調査の報告をお願いします。整理番号1番を2番浅野周一委員、2番3番4番を8番島田辰男委員にお願いいたします。

2番： 整理番号1番について報告します。事務局説明のとおりです。現地調査の結果、願出地は住宅隣の進入路及び駐車場となっており、再生困難な農地となっております。

隣地境界についても問題なく、本申請については、非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 8 番： 整理番号 2、3、4 番について報告します。事務局説明のとおりです。現地調査の結果、願出地は宅地となっており、再生困難な農地となっております。本申請については、非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長： これより質疑に入ります。(質問等なし)
- これより、議案第 3 号 現況確認証明の発行について(非農地証明)採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について＞

- 議 長： 続いて、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議題と致します。事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 今回は17件の計画となります。
- 整理番号1番から17番、地目は田で6筆〇〇㎡ 畑で23筆、〇〇㎡
貸し手19名(共有2件あり)、担い手は6名、法人2社となっております。詳細については資料に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。簡単ですが、説明は以上となります。
- 議 長： これより質疑に入ります。
- 5 番： 〇〇のところって貸付期間が4年弱となっているが中間は原則10年ですよ。4年弱でもオッケーなのですかね。
- 事 務 局： こちらに関してはもともと〇〇が元々設定していた残りの期間を設定している。賃料の関係などで残日数を引き継いでいるため約4年となっている。更新するときは10年ということになる。今回は〇〇で賃料を保証しているので〇〇の契約は使用貸借となっているため無償となっています。新たに更新するときにはおそらく賃料が発生するものとなっています。
- 議 長： これより、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

＜議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)機構・受け手間契約の決定について＞

- 議 長： 続いて、議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)機構・受け手間契約の決定について議題と致します。事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 農地中間管理事業の再転貸になります。
- 整理番号1番から3番、地目は畑で3筆〇〇
- 詳細については資料に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。簡単ですが、説明は以上となります。
- 議 長： これより質疑に入ります。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜報告事項＞

- 議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。
- 事 務 局： 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理についてこちら相続等による

件数が 6 件です。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 3 件です。荒川本郷の駐車場、中央の駐車場、専用住宅でございます。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 10 件です。

報告第 4 号 農地法第 18 条の 6 項の規定による通知書の受理について合意解約 2 件荒川本郷と吉原でございます。

報告第 5 号 非農地判断について 1 件 8 筆実穀地内となっております。

議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

議長： 続きましてその他ということで事務局よりお願いします。

事務局： ①君島違反転用の解消について

一昨日現地調査の際に確認できたのですが昨年より問題となっていた君島の現場ですが農地転用で出されるということで勝手に改良土が入れられたという案件なのですが一昨日の時点で鉄板が上げられて重機が置いてあった状況がございました。廃対に確認を取った所廃対でも回っていたその日に原因者である増田建材の社長が鉄板を上げていたので声をかけたところ今日中に引き上げますと回答がありました。現場をあきらめたのかどうかまでは確認が取れていませんが全て鉄板と重機は引き上げるということです。今後注意していかなくてはいけないと思うが一年間忍耐強く君島の区長にも大変ご苦労かけたかもしれません。地元の農業委員さんも監視していただいております。もちましてとりあえず一段落ということになってございますのでご報告させていただきます。

②竹来新規違反転用について

先ほど君島の違反転用解消されましたというお話させていただきましたが新規に違反転用が上がってきまして昨日夕方廃棄物対策課より情報提供ありまして、〇〇の南側昨年農地転用で太陽光の申請が上がっていました所になります。農地転用の申請が上がっていたのですが、50kw 以上だったので国のガイドラインに基づく届け出が必要だったのですがそちらが提出されていない。生活環境課が窓口になっているのですが、窓口にあまり来ておらず、窓口の職員もあまりやり取りがなかったということでおそらく社内の決裁が通らず国のガイドラインに基づく届け出が出せなかったのではないかと思います。そのガイドラインの届出が出せていなかったため農地転用の申請は出ていたが書類が整っていなかったため保留になっていた案件です。昨年の 7 月の総会に上がっていています。保留は 3 か月までとなっており、3 か月経っても届け出が上がってこなかったもので取り下げになった案件です。実際に農地転用の申請は上がってきいていたが許可は出していないところ。〇〇の 6 筆面積は〇〇くらいになります。ここに対して改良土が入れられたということで廃棄物対策課より情報提供がありました。実際現場が道路よりだいぶ南側に向けて下がっている、当初太陽光そのままやる予定だったのですがそこに道路面と同じ高さまで改良土が入れられている。ぱっと見現場を見るとそんなに広範囲でなさそうに見えるが高低差があるので台数でいうとかなり入れられている。廃棄物対策課の見立てではダンプ 100 台分くらい入っているのではないかとされており。今現状は鉄板が現場に敷いてあってコンボとブルドーザーが 1 台ずつ置いてある。穴があるのでまだ現場は途中の段階でまだ入れるのではないかと思います。現場に作業員が来ない。廃棄物対策課のほうで入口にバリケードと残土条例違反ですという看板を設置しています。入口からは入れない状況になっていますが事業者とはまだ会っていない状況です。ただ看板が設置されていて建設業の許可表ということで行為者が自ら設置したのだと思いますが〇〇と書いてあるのでおそらく太陽光の事業者じゃないかと思

います。昨年7月に農地法5条の申請が上がってきたときは譲受人が〇〇という名前で申請が上がってきていたのでおそらくそこからさらに譲渡されているのではないかと思います。実はここなのですが昨日の夕方に廃棄物対策課から情報提供入ったのですが、一昨日の夕方に土地所有者が相談に来ています。相談の内容が令和6年6月に売買の契約を太陽光の事業者と契約していて代金ももらっている。土地所有者はその時に名義も変更されていると思っていたがうちの許可が出ていないので名義を変えられず、固定資産税の納付書が来ている。土地所有者の方はまず税務課に相談にいかれて、税務課から農地なので農業委員会の許可が出ないと名義は変えられませんかと言われてうちのほうに上がってきたということです。現状をお話しさせていただいて、許可が出ていないから所有権移転もできないのでどうしようと困っていた状況です。その土地の所有者が売買を結んでいた業者はまた違う業者です。〇〇という太陽光事業者です。最初所有者と〇〇で売買契約を結んで、実際に農地転用の申請を出してきたときには〇〇そこからさらに今回土を入れたのは別の業者。おそらくは太陽光をやる計画で土を入れているのではないかと思いますがいかなせんまだ土を入れた業者とは連絡が取れていないので話は何も聞けていない状況です。急に上がった話なのでまだ図面が用意できていなくて〇〇の南側に〇〇があるのですが現場としてはその近くになります。7月の現地調査際にも行っています。ただガイドラインの届け出の写しが上がってきていなかったもので、本当であれば現地調査の段階で上げてくる予定だったのですが上げてこなくてそれをもって総会に臨んで保留という形になった。ただ3か月間上がってこなかったので結局は取り下げということになりました。今現状では無許可で入れられてしまった。入れられた土が改良土なので一発で違反転用となります。事業者と近々お話をしないといけないのですが指導して撤去となるのかそのあたりをお話ししたいと考えています。これが新規で上がってきた違反転用の事案ということで情報提供となります。

③年間スケジュールについて

皆さんの机に令和8年度の年間スケジュール（予定）というのをA4一枚でおかせていただきました。令和8年度の予定ということで一番左側が月令和8年の4月から3月までとなっていて2列目のところに現地調査と定例総会の日程が入っております。当番委員さんも順番制でございますので当番委員さんの名前もそこに書かせていただいています。一番右側の列が研修とか行事等になっています。日付が入っているものはもう日付が確定しているものになります。入っていないものについては毎年このあたりということで予定を書かせていただいておりますので後でお読みとりください。

④農業委員会だよりについて

農業委員会だよりカラーでA3の一枚を皆さんの机に置かせていただいているのですが、先週農業委員会の編集議会をやらせていただきまして編集委員の皆様ありがとうございました。その結果の元農業委員会だよりを作成させていただきました。ただA3の紙にカラーで印刷しただけですが作成は今業者に頼んでいてまだ物が納品されていないので、近々納品される予定なので入ってきましたら例年農協さんに農家組合さんに配ってもらうように依頼しておりますので、農協に依頼したいと思っています。詳細についてはお読み取りいただきたいのですが、3ページ目の右下に先ほど農地法の5条の時に大塚委員から指摘があり大津のほうで回答したのですが農地法第3条の許可取得後は3年間の耕作が必要ですよということでこれまで1年間でやっていたのですが、許可後1年だとすぐに転売されたり農地転用かけられてしまうという懸念がありましたので令和5年の4月から5反要件がなくなって誰でも新規の方でも農地が買えるようになってしまったのでさすがに許可後1年では短すぎるだろうということで3年間。今年度許可するものに関しては申請してきた段階で許可後3年間は耕作してくださいねとお願いしておりますので3ページ右下に記載させていただきました。あとは大体中身は例年と変わらないのですけれどもあとでお読み取りください。

⑤現地調査及び総会の予定

5月現地調査 5月11日（月）当番委員 9番 柳生利幸委員

当番委員 1 番 小松崎秀昭委員

5 月定例総会 5 月 13 日（水）午後 3 時

来月の現地調査になります。先月の総会でもお話しさせていただきました 5 月の現地調査が 5 月 11 日になります。当番委員について、5 月は柳生委員と小松崎委員ですね。お願いいたします。総会が 5 月の 13 日水曜日。時間は今日と同じ午後 3 時から場所はここ全共室になります。総会后 18 時から魚清で懇親会を予定しておりますので受付で参加できるかどうか確認されたと思いますがよろしくをお願いいたします。

最後にもう一点だけ、例年横張会長の圃場を使って農業体験ということでじゃがいも掘りやっていますが例年 3 つほど保育園が参加して総勢 6、70 人来ていたのですが、横張会長とも相談させていただいて、農福連携ということで、まとまるかはわかりませんがこのタイミングで障害者施設のほうにも声をかけさせていただいて参加の希望があるようであれば子供とかち合って大丈夫かなど確認しないといけない点はあるそうですがそういう取り組みもやってはどうかということで、こちらについては社会福祉課が窓口となって対応いたしますのでそちらを通じて募集をかけていただいて、当然随行の相手方の職員も来ることが前提となっていますので、農業体験に参加するかもしれないということで 6 月に向けて調整入ってくる話でありますので今年度中に実現するか不透明なところはありますがその方向で動いてみようと思っていますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。事務局からの報告は以上となります。以上をもちまして閉会とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

午後 4 時 00 分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印